

議案第103号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月13日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

旅館業法の改正に伴い、旅館業の許可を受けた地位を事業譲渡により承継する場合の承認申請に対する審査手数料を定めるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の68の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。